

## 札幌市病院局電子入札運用の手引き

本運用の手引きは、電子入札の実施について必要な事項を記載しています。

なお、ご不明な点がありましたら、経営企画課までお問合せください。

(適用範囲)

第1 電子入札の手続きは、管理者が締結する契約案件の入札及び見積りのうち、契約ごとにあらかじめ電子入札を実施する旨を指定した案件に適用します。

(用語の定義)

第2 本運用の手引きにおいて、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 電子入札システム 経営企画課が入札に係る事務処理を、インターネットを利用して行う情報処理のシステムをいい、一般財団法人日本建設情報センター及び一般財団法人港湾空港総合技術センターが提供する電子入札コアシステムを札幌市用に改良したシステムと、これと連携して入札関係情報を公表する入札情報サービス（P P I）とで構成されたシステムの総称をいいます。

(2) 電子入札案件 電子入札システムにより、処理する契約案件をいいます。

(3) 電子入札 電子入札システムによる、入札参加の申込みや入札（見積）書の提出をいいます。

(4) I Cカード 電子入札システムで利用する、電子入札コアシステムに対応した認証局が発行した電子証明書を格納したI Cカードをいいます。

(5) I D・パスワード 電子入札システムで利用する、札幌市競争入札参加資格者管理システム（以下「資格者管理システム」という。）において競争入札参加資格申請をする際に発行されるI Dとパスワードをいいます。

(6) 紙入札 紙による入札参加の申込みや入札（見積）書の提出をいいます。

(7) 事前審査方式 一般競争入札において、案件ごとの入札参加資格の確認を入札前に行う場合をいいます。

(8) 事後審査方式 一般競争入札において、案件ごとの入札参加資格の確認を入札後に行う場合をいいます。

(9) 入札、入札書 入札には見積りを、入札書には見積書を含むこととします。

(電子入札システムの運用時間)

第3 電子入札システムの運用時間は次のとおりとします。

(1) 入札システム 9時から17時まで（土曜、日曜、祝日及び12月29日から1月3日までを除く）。

(2) 入札情報サービス（P P I） 8時から20時まで。

(電子入札による手続き)

第4 電子入札による手続きを行うことができる方は、札幌市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録され、I Cカードを取得した方とします。

(I Cカードの名義人)

第5 I Cカードの名義人（商号又は名称、所在地を含む。以下同じ。）は、札幌市競争入札参加

資格申請（以下「資格審査申請」という。）を行った代表者とします。ただし、代表者から契約締結権限等の委任を受けた方（以下「受任者」という。）がいる場合は、受任者とします。

また、名義人の変更等の事由が発生した場合は、ＩＣカードの発行元へ速やかにＩＣカードの失効申請を行うとともに、必要に応じて再取得の手続きをとるものとし、失効したＩＣカードでの電子入札の参加は認めないものとします。なお、契約締結権者以外の名義人で行った入札は無効とします。

（ＩＣカードによる利用者登録）

第６ 電子入札システムを利用しようとする方は、ＩＣカードの取得後（再取得を含む。）、次のとおり、名簿の区分ごとに、電子入札システムへＩＣカードの利用者登録の手続きを行うものとし、名簿とＩＣカードの内容が一致している場合は、電子入札システムにより自動的に承認するものとします。

なお、利用者登録できるＩＣカードは、１者につき複数枚可能とします。

また、電子入札システムに未登録のＩＣカードが利用者登録可能ですが、経常共同企業体用として一度登録したＩＣカードは、当該企業体の登録が無くなった場合であっても、他の経常共同企業体用又は単体企業用として利用者登録することはできないものとします。

(1) 資格審査申請の際に資格者管理システムから発行されたＩＤとパスワードを入力して表示される画面で、代表窓口情報、ＩＣカード利用部署情報を登録してください。

(2) 利用者登録済みのＩＣカード（以下「登録ＩＣカード」という。）の有効期限が到来する場合において、認証局へ失効届を提出していないときは、ＩＣカードの更新処理を行うことができます。

(3) 登録ＩＣカードが失効した場合（登録ＩＣカードの有効期限が到来する場合において、認証局へ失効届を提出したときを含む。）は、新たに取得したＩＣカードにて再度利用者登録を行ってください。

(4) 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに利用者登録の変更を行ってください。

２ 本市は、前項により手続きされたＩＣカードの利用者登録の内容と名簿の内容が異なる場合、利用者登録の承認の可否についての審査を行うものとします。

この場合、利用者登録は、本市が承認した時点をもって完了するものとします。

（経常共同企業体におけるＩＣカードの取扱い）

第７ 経常共同企業体については、単体企業用とは別に、経常共同企業体用として利用者登録された、代表企業名義のＩＣカードで電子入札に参加するものとします。

（特定共同企業体におけるＩＣカードの取扱い）

第８ 特定共同企業体については、単体企業用として登録された、代表企業名義のＩＣカードで電子入札に参加するものとします。

（ＩＣカードの不正使用等が判明した場合の取扱い）

第９ 入札参加者のＩＣカードが、第三者に不正に取得され、そのＩＣカードで第三者が入札に参加又は参加しようとしたことが判明した場合は、当該案件への入札参加資格の取消し、又は入札を無効とする取扱いができるものとします。

入札参加者は、ＩＣカード及びＩＤ・パスワードの管理を厳重に行い、万が一、ＩＣカードを紛失したり、盗難された場合は、ＩＣカードの発行元へ速やかにＩＣカードの失効申請を行って

ください。

(入札参加資格確認申請等)

第 10 入札参加者は、事前審査方式等の場合、入札参加資格確認申請又は入札参加申請（以下「参加申請」という。）の受付期間に、必要な事項を入力し、電子入札システムにより参加申請書を提出するものとします。

2 入札参加者は、入札参加資格の確認に必要な資料（以下「資料」という。）を、原則、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、この場合、ファイル容量は 3MB 以内とします。なお、提出するファイルのファイル名は、調達案件番号、資料名及び入札参加者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）とします。

また、添付する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、原則、次のとおりとします。ただし、別途指定があるものは、それに従ってください。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	Word 形式
Microsoft Excel	Excel 形式
その他	PDF ファイル（Adobe Reader で読み取り可能なもの） 画像ファイル（JPEG 形式、GIF 形式） 上記に加え特別に認めたファイル

3 ファイルの圧縮形式は、ZIP 又は LZH 形式に限定し、自己解凍形式（exe 形式）は認めません。

4 入札参加者は、電子ファイルで提出する資料の容量が 3MB を超える場合、公告・入札説明書等において別途指定がある場合、又は特に必要と認める場合は、原則、紙媒体で持参により提出するものとします。

この場合、必ず資料一式で提出するものとし、電子ファイルによる提出との併用は認めません。

なお、持参により提出する場合は、封書としたうえ封印し封皮に入札参加者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）、調達案件名及び開札の日時を記載すると共に資料在中と記載するものとし、必ず、持参により資料を提出する旨を記載した電子ファイル（別添 1）を、電子入札システムで参加申請書を提出する際に添付するものとします。

また、持参による資料の提出は、参加申請受付締切日時までに入札担当課へ必着とします。ただし、別途指定がある場合は、指示に従ってください。

5 入札参加者は、添付した資料に誤り等があった場合は、参加申請の受付締切日時までに本市に電話で再提出の申し出を行い、承認を得た方に限り資料の再提出ができるものとします。

6 入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、添付する際に必ずウィルス感染のチェックを行うものとします。本市は、添付された資料にウィルス感染があった場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止し、速やかに当該電子ファイルを添付した方に連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとします。

7 入札執行者は、都合により参加申請の受付締切日時等を変更する場合は、ホームページにおいて公表するとともに、必要に応じて参加申請書を提出した方に対し、電話等により連絡するものとします。

(入札書の提出)

第 11 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムにより入札書を提出するものとします。なお、入札書に入力する金額は、案件に係らず全て契約希望金額の 100/108 の金額とします。

また、入札書の入力に際しては、3桁の電子くじ番号を必ず入力することとします。

2 電子入札案件の入札書受付締切日時は、電子入札システムに記載の日時とします。入札参加者は、パソコン等の利用環境により、データ送信に長時間かかることがあるため、余裕を持って入札書の提出を行ってください。

3 再度入札の入札書受付締切日時及び開札日時は、入札執行者が原則、開札日の翌日以降に指定するものとします。

また、紙入札で参加した方については、指定された日時までに再度入札書を提出できるものとします。

4 再入札通知は、初回の入札に参加した方のうち、再入札に参加することができる方に対し、電子入札システムにより発行するものとします。

また、初回の入札に紙入札で参加した方に対しては、電話等により連絡するものとします。

(内訳書の提出)

第 12 入札参加者は、入札書提出時に内訳書の提出が必要な場合、電子入札システムの添付機能を利用して、電子ファイルにより入札書提出時に添付するものとし、この場合、ファイル数は 1 ファイルで容量は 3MB 以内とします。なお、提出するファイルのファイル名は、調達案件番号及び入札参加者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）とします。

また、内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については、第 10 の第 2 項に準ずるものとします。

2 入札参加資格者は、原則、第 13 により紙入札書を提出する場合のみ、内訳書を持参により提出できるものとします。

この場合の内訳書の提出方法は、第 13 の第 5 項のとおりとします。

3 ファイルの圧縮形式については、第 10 の第 3 項に準ずるものとします。

4 ウィルス対策については、第 10 の第 6 項に準ずるものとします。

(紙入札での参加)

第 13 入札参加者は、事前審査方式等の場合、次の事由に該当し、参加申請時に電子入札システムの利用ができないときは、参加申請の受付締切日時までに紙入札参加申出書（別添 2）を提出し、本市の承諾を得た方に限り、紙入札での参加ができるものとします。

(1) ICカードの紛失、破損、盗難等により ICカードが使用できなくなり、ICカードを再発行手続中の場合

(2) ICカードの名義人に変更があり、ICカードを再発行手続中の場合

(3) プロバイダ障害、電気通信事業者回線障害又は認証局障害の場合

(4) 天災、電力会社の原因による地域的な停電が発生した場合

(5) その他やむを得ないと認められる理由がある場合

ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される特定調達契約（特例政令第 4 条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）の場合、物品購入等の契約案件では、紙入札参加申出

書を提出することにより、工事・設計等の契約案件では紙入札参加申出書を提出することなく、紙入札での参加ができるものとします。

なお、紙入札参加申出書を提出した方の資料の提出方法等は、第 10 の第 4 項に準ずるものとし、提出後の電子入札への変更は認めないものとします。

- 2 入札参加者は、前項により紙入札参加申出書を提出済みの方を除き、前項の第 1 号から第 4 号までの事由に該当し、入札書提出時に電子入札システムの利用ができないときは、入札書受付締切日時までに紙入札参加申出書を提出し、本市の承諾を得た方に限り、紙入札での参加ができるものとします。

ただし、特定調達契約の場合、物品購入等の契約案件では、紙入札参加申出書を提出することにより、工事・設計等の契約案件では紙入札参加申出書を提出することなく、紙入札での参加ができるものとします。また、指名競争入札、指名見積合せ及び特定随意契約においては、紙入札申出書を提出することなく、紙入札での参加ができるものとします。

この場合、すでに本市が電子入札システムにより送受信済みの書類等は有効とします。

なお、紙入札参加申出書を提出した方の資料及び内訳書の提出方法等は、第 10 の第 4 項及び第 12 の第 2 項にそれぞれ準ずるものとし、提出後の電子入札への変更は認めないものとします。

- 3 電子入札の手続き開始後、システム障害等本市の都合により紙入札に変更する場合は、市立札幌病院ホームページ等において公表するものとし、必要に応じて、入札参加者に対し電話等により連絡するものとします。

- 4 入札参加者は、紙入札参加申出書を提出する場合、持参により提出するものとします。ただし、物品購入等の契約案件で、特定調達契約において紙参加申出書を提出する方は、送付により提出することができるものとします。

なお、送付により提出する場合は、封書としたうえ封皮に入札参加者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）、調達案件名及び開札の日時を記載すると共に紙入札参加申出書在中と記載するものとします。

- 5 入札参加者は、紙入札書を提出する場合、持参により提出するものとします。ただし、特定調達契約において紙入札書を提出する方は、送付により提出することができるものとします。

なお、持参又は送付により紙入札書を提出する場合は、封書としたうえ封印し封皮に入札参加者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）、調達案件名及び開札の日時を記載すると共に入札書在中と記載するものとし、併せて内訳書の提出が必要な場合は、内訳書を同封したうえ封皮に入札書及び内訳書在中と記載するものとします。

また、紙入札書の提出は、入札書受付締切日時までに入札担当課へ必着とします。ただし、別途指定がある場合は、指示に従ってください。

- 6 入札参加者は、紙入札書提出の際には、3桁の電子くじ番号を必ず記入することとします。くじ番号の記入がない場合は、本市職員が電子入札システムに「000」の入力を行うものとします。

- 7 同一案件において、電子入札での入札書の提出及び紙入札書の提出がされた場合は、この二重の入札書を提出した入札参加者の入札は、いずれも無効とします。

- 8 第 2 項から第 7 項までの取扱いは、再度入札についても同様とします。

（入札の辞退）

第 14 入札参加者は、入札参加資格確認結果通知書又は指名（見積依頼）通知受理後に当該入札

を辞退するときは、入札書受付締切日時までに、原則として電子入札システムにより辞退届を提出するものとします。

ただし、紙入札参加申込書を提出し承諾を得た場合、ICカードの紛失、破損、盗難、名義人等の変更、パソコン等のシステム障害などやむを得ないと認められる理由により、電子入札システムの利用ができない場合は、紙媒体による入札辞退届を提出することができるものとします。

なお、辞退届を提出した後は、辞退届の取消や撤回はできないものとします。

- 2 電子入札システムにより一旦提出された入札書は、原則、書き換え、引き換え又は撤回を認めないものとします。

(開札)

第 15 入札執行者は、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うものとします。ただし、紙入札による入札者がいる場合は、紙入札書を電子入札システムに登録した後に開札を行うものとします。

- 2 入札参加者は、開札への立会を希望する場合において、立会うことができるものとします。
- 3 入札参加資格確認結果通知書又は指名通知を受理した方が、入札締切日時までに、入札書又は辞退届を提出しない場合は、入札を辞退したものとして取扱うものとします。
- 4 入札執行者は、開札の結果、落札者又は落札候補者となるべき同価の入札をした方が2人以上あった場合は、電子入札システムにおける電子くじによって落札者又は落札候補者を決定するものとします。

なお、事後審査方式については、落札候補者以外についても同価の入札をした方が2人以上あった場合は、同様の方法により電子くじによって全ての入札参加者の審査順を決定するものとします。

電子くじの機能ロジックは次のとおりです。

- ① くじの対象となった同額者の全てに、判定番号を付す。  
判定番号とは、くじ番号（参加者が入力した3桁の番号）と入札書を提出した時間のミリ秒を加えた数をいう。
- ② くじの対象となった同額者の全てに、入札書を提出した順番に0番から提出順番号を付番する。
- ③ くじの対象となった同額者の全ての判定番号を合計して判定番号合計数とする。
- ④ 判定番号合計数をくじの対象となった同額者の数で除して求めた余りを余り番号とする。  
判定番号合計数÷同額者数＝商（使用しない）＋余り（余り番号）
- ⑤ ②で求めた提出順番号と余り番号が一致した者を審査順1番とする。

【事前審査の場合は以上で終了】

- ⑥ 同額者が3者以上の場合、上記の手順により審査順の決定した者を同額者の全てから除いて②以降の手続を繰り返し処理して決定する。

【事後審査の場合は、全事業者の審査順を付けるので、同額者が3者以上の場合、⑥のとおり処理する】

なお、紙入札者がある場合、紙入札者の入札書提出順は、電子入札による入札者の後とし、紙入札者が複数ある場合は、紙入札参加申込書の受付順で入札書提出順を決定するものとします。

- 5 入札執行者は、都合により開札日時を変更する場合、電子入札での入札参加者に対しては「日

時変更通知書」により連絡するとともに、必要に応じてホームページにおいて公表するものとします。なお、紙入札での入札参加者に対しては必要に応じて電話等により連絡するものとします。  
(契約書の交付)

第 16 電子入札で執行した案件の契約書は、「落札結果通知書」の発行後、入札担当課により交付するものとします。

(責任範囲)

第 17 電子入札において、参加申請書、入札書等は、送信データが電子入札システムサーバに到達した時点で提出されたものとします。入札参加者は、参加申請書、入札書等の提出後に表示される受信確認通知及び入札書受付票により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとします。

なお、提出後、受信確認通知及び入札書受付票の画面が表示されない場合は、正常に送信データが到着していない恐れがあるので、再度処理を行い、それでも受信確認通知画面が表示されない場合は、入札担当課に電話連絡してください。

(免責事項)

第 18 電子入札システムの利用により発生した如何なる損害についても、本市は何ら責任を負わないものとします。

(障がい発生時の対応)

第 19 管理者は、システム等の障がい等により、電子入札の執行が困難な場合は、状況を調査し、復旧見込み等を総合的に判断し、参加申請、入札及び開札の延期又は中止、紙入札への変更などの対応をとるものとします。この場合は、状況に応じて、市立札幌病院ホームページ、電子メール及び電話等の方法により入札参加者等に連絡、公表するものとします。